

# 牟田事務所 許可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2016.04

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

## ★建設業★ 2016年 the 社会保険未加入問題

こんなに素晴らしい仕事が人手不足となる理由として、建設業＝福利厚生なし＝ブラック企業という最低最悪の認識が定着してしまいました(ノ)

危険な業務故に一昔前は明日の補償が無いからこそ高給取りとされてきました、そのため高額な手取り額をPRするためにも、雇用保険だって負担になるのに、社会保険なんでもってのほか。

しかし、安全に関する措置や知識など底上げも行われ、仕事に情熱こそかけても命かける時代ではなくなりつつあります、業界全体を挙げていわゆる「脱ブラック企業」しましょう(\*^\_^\*)この社会保険問題はすごいスピードで進んでいます。

7年程前、記者が入社当時は建設業の中でも、経営事項審査（官公庁の工事を請ける為に受審）を行う企業のみに限った話で、社会保険を適用していると企業評価について加点される仕組み、振り返るといかに適用率が低かったかよくわかります、当たり前前の事をして好評価される。

要は赤信号で止まって加点、赤信号で突っ込んでも切符をきられないで済む訳ですから。

それからある年をさかえに経営事項審査の審査内容が変わりました、社会保険を行っていないと減点対象に。当たり前ですね。これはあんまり影響なかったかも…。

なぜなら経営事項審査を受審される企業さんはほとんど社会保険適用していましたから。

その後平成26年より申請時に「社会保険の加入状況」という様式が増え、強制適用事業所については、窓口にて社会保険料領収書の提示を求められるようになりました。

この期に、本格的な独立を検討された方や、元請さんにうちに来ないか？と声かけられた方もいらしゃると思います。ここまでが許可業者様に限ったお話です。

覚えていらっしゃるでしょうか？建設業の許可ってどのような場合に必要なのでしょう。

税込500万円以上の工事を請け負う場合です、例え1年の売上が何億を超えても、薄利多売方式で1件500万以下であれば、許可は不要、国交省の追跡は届きません。

国の本気はどこまでおよぶのでしょうか？

個人的には早く終わらせてほしい、不正なしの土俵を作ってほしい！と思います。

「だって保険料高いらしいじゃん、だからやらない」それは「やってない人がいるから、保険料高い」のかもしれないね。まだまだ終わらない社会保険問題から目が離せません。

## ★運送業★

### 白ナンバーで人を運ぶ？ライドシェア

一般の人がマイカーを使い、1台の車に複数人で乗り合わせ、移動にかかる実費をみんなで割勘する「ライドシェア（相乗り）」が日本でも普及されている様子。

マイカーなので、ナンバーは白。日本では有償（いわゆる運賃発生）で人を運ぶには、緑ナンバーを取得する必要がある。

実際に今行われているライドシェアサービスは、サービスの提供を受ける者が、ガソリン代、道路通行料及び駐車場という、客観的、一義的に金銭的な水準を特定できる費用の一部を支払うものに限定しており、自家用自動車による有償輸送が原則禁止されているそもそもの趣旨にも反しない範囲のもの。よってドライバーとなる者が乗客から運賃〇〇〇円と受け取れば、「白タク」行為にあたるため、違法となる。

ただ、政府の国家戦略特区諮問会議において、バスやタクシーなど公共交通手段が少ない過疎地などで、「ライドシェア」のサービス解禁が検討されています。

このメリットとしては、東京五輪において、日本を訪ねる観光客へのサービス向上、地方の高齢者の「足」として買い物や通院を支える、人口減少による交通インフラの不足の解消などがあげられる。

しかし安全性と責任主体の問題がかなり大きい。ライドシェアは自家用車の為車両管理も運転手の管理はできない。当然、事故や事件が起きる危険性は高まる。そして何か起きた時の責任主体は、ドライバーとなってしまふ。ここ最近続く、バストラックの事故の増大によりこの問題は軽視できない。タクシー会社であれば、事業者の責任として処理されるが、そうはならないので安全性と品質が課題である。さらにライドシェアが広まれば、タクシー会社は価格競争にさらされ従事するドライバーの賃金や、労働環境（時間等）に負担がかかることは必須ともいえ、便利な反面、整備する問題は多い。



### Gマークの準備始まりました

最近では、約25%の事業所が認定されているGマーク。取得するようになることや、違反点数消去が1年短くなること、IT点呼が導入でリットがあります。

また、運輸安全マネジメントを策定することで、事業所の安全性のバーさんの意識が向上するとの声もあります

そんなGマークですが、申請期間は毎年7/1～の2週間と短くなっています。申請をお考えの事業所様は傘田事務所へご連絡ください。

資料の準備やセミナーなど申請に必要な項目に関しても、バックアップさせていただきます。



## ★産廃★

### 食品廃棄物 不正転売再発防止策 公表

愛知県稲沢市の業者による「食品廃棄物横流し事件」を受け、環境省は再発防止策を公表しました。

- ①電子マニフェストの機能強化（不正を検知できるシステム導入を検討）
- ②廃棄物処理業者の監視体制強化や優良事業所の育成拡大など
- ③排出事業者責任の徹底のため、現地確認の際のチェックリスト作成や転売が困難となるような措置を講じる、適正な料金で委託するよう要請・・・など。

①導入していない業者の方が多くはないのでしょうか？不適正処理をしてしまう業者が電子マニフェストを利用しているというイメージもつきません。

③現地確認をして転売されているのを見破るのはとても難しいのではないのでしょうか？県の職員でさえ、6回の立ち入りでも見破れなかったのに・・・。

**転売が困難となるような措置**はとても有効だと思いますが、コストがかかります。

しかし、どうやっても産業廃棄物の処理責任は排出事業者責任にあります。自社のために、実態に則した手段を考えていく必要があります。そして処理業者さんは、シビアになっている排出事業者さんに、適正処理のアピールを大々的に行いましょう。

### 更新の事業所さん、税理士先生！決算内容は大丈夫ですか？

3月末に決算を迎えた事業者さんはたくさんいらっしゃると思います。

産業廃棄物の収集運搬業等の許可の申請にあたり、財産的基礎が重要になります。財産的基礎の確認は決算書にて行なわれます。**事業年度が終了してしまってからではどうしようもありません**。事前確認をお願いします。

また、決算後の株主総会を機に、役員変更をする予定、決算前に新しい車両を増やした、入替えた事業者さんもいるのではないのでしょうか。廃棄物処理法では、上記の役員、車両を始め、いくつかの事項に変更があった際は、10日以内に変更届を提出しなければいけないことになっております。ご不明な点があれば、いつでもご連絡ください。

### 平成28年度 講習会日程発表！！

【新規】 平成28年5月25日～26日 名古屋国際会議場

【更新】 平成28年6月3日 名古屋国際会議場

年度初めの講習は大変混み、申込みがすぐいっぱいになってしまいます。

仮予約ができますので、ご不明な点等ありましたらご連絡ください。

**どりかむHP** 右下の**牟田事務所**をクリック！

リンクが貼ってありますのでご確認下さい。



# 春 年度末から新年度！！

年度末の愛知運輸支局は毎年のことながら驚くほどの混雑でした。

愛知運輸支局に限らず、どこもかしこもてんやわんや。

気づいたら年度末が終わり、桜満開の新年度が始まりました。

街ゆくフレッシュなスーツ姿を見かけると、とても新鮮な気持ちになります。

新しい年度が始まり、事業の拡大や、取引先から今まで以上の依頼が・・・など様々は話が出てくるのではないのでしょうか？

事業には許認可がつきものです。産廃処理業許可の品目追加や建設業の業種追加など、申請をしてすぐに許可されるものではありません。産廃収集運搬業の新規許可や変更許可（品目追加）などは**申請から許可までおおよそ2ヶ月**かかります。

牟田事務所がお手伝いさせていただいている事業者さんも、いざという時に備えて、産廃処理施設の追加や、取扱い品目の追加、運送業の新規許可取得や建設業などの準備をしています。それぞれの許認可には様々な要件があり、申請をするまでにそれを満たす準備も必要です。準備だけでも早めにするに越したことはありません。

**何か新たな事業や既存事業の拡大をお考えの社長さん。ぜひお話、聞かせてください。**

## 法務省 助っ人外国人プロゲーマーにビザ発行

法務省は日本で賞金付きオンラインゲームのイベントに出場して生計を立てるプレーヤーに、興行ビザを発行する方針を固めました。

興行ビザとは・・・

日本のプロ野球やプロサッカーなどの大会で、外国人選手が試合に参加するために与えられるビザで、一般的にアスリートビザとも呼ばれます。

通常のワーキングビザは審査が厳しく、学生ビザでは学校に通わなければならない、就労ビザでは大卒資格が必要になるなどハードルが高く、今回興行ビザが足がかりとなり、今後外国人プロゲーマーがの入国が増えそうです。そもそもプロゲーマーという職種自体、最近知りましたが、海外には獲得賞金が2億を超える人もいます。

外国人選手の受け入れで、日本が誇るクールジャパン産業のひとつとして、さらに発展してほしいです。